衆の閲覧に供して行うことが困難であると認められる相当の理由がある場合を除き、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うものとする。

一～三　（略）

（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第十二条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第一条**　漁業災害補償法（以下「法」という。）第十六条第三項（法第四十五条第九項（法第六十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第四条の二**　法第三十五条第四項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第一条**　漁業災害補償法（以下「法」という。）第十六条第三項（法第四十五条第九項（法第六十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第四条の二**　法第三十五条第四項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則（昭和四十一年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（入会林野整備に係る関係権利者の同意） **第四条**　（略） ２　法第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者（以下この条において「申請人代表者」という。）は、前項の規定による書面による同意に代えて、第五項で定めるところにより、関係権利者の承諾を得て、前項の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該申請人代表者は、当該書面による同意を得たものとみなす。 一　（略）	（入会林野整備に係る関係権利者の同意） **第四条**　（略） ２　法第三条の認可を申請しようとする入会権者の代表者（以下この条において「申請人代表者」という。）は、前項の規定による書面による同意に代えて、第五項で定めるところにより、関係権利者の承諾を得て、前項の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該申請人代表者は、当該書面による同意を得たものとみなす。 一　（略）